

## 札幌市子どもの権利条例検討会議 答申書〈概要版〉

札幌市子どもの権利条例検討会議では、札幌市が検討を進めている「子どもの権利条例」について、子どもの権利侵害からの救済制度を含め、条例全体について審議を重ね、「答申書」を作成しましたので、その概要をご紹介します。一緒に、「子どもの権利」について考えてみませんか？

札幌市では、市民と市が一体となって、子どもの権利の保障をより一層推進するため、子どもの権利条例の制定に向けて取組を進めています。そして、平成19年2月に、札幌市議会に条例案を提案しましたが、審議の結果、「市民への理解が十分とはいえないなかで条例が制定されることで、家庭や学校に混乱が生ずる懸念がある」などの理由により、成立には至りませんでした。

検討会議では、この結果を踏まえ、条例をより良いものにするための工夫や、当初の条例案には具体的に示していなかった救済制度の枠組みについて、審議しました。



### 1. 当初の条例案に対する基本的な考え方

当初の条例案の内容は、子どもの権利条約に基づき、子どもにとって大切な権利やそれを保障するための大人の役割などをしっかりと定めており、あとは、そこに、救済制度の具体的な内容を盛り込むことで、総合条例としての枠組みができあがります。また、当初の条例案は、最終的に成立には至りませんでした。その主な理由は、子どもの権利そのものの否定にあつたのではなく、市民に子どもの権利が十分に理解されないなかで条例化することへの懸念が中心でした。

したがって、検討会議では、条例案の見直しを行うに当たっては、当初の条例案を最大限尊重したうえで、条例の基本的な部分について、修正あるいは新たな視点を加える必要がある項目を中心に審議をしました。その結果、条例の全体にかかわる基本的事項として、下記4点について考え方を示します。

#### ● 条例の名称

条例の名称に、「権利」だけに重点を置くのではなく、「育成」や「成長」の大切さをあわせて表現できないかという意見、「権利」と「育成」を併記することは、子どもが権利の主体であるという条例の趣旨から考えると馴染まないなどの意見が出されました。

条例の名称は、条例の内容を簡潔かつ的確に表すことが要請されるので、当初の「子どもの権利条例」という名称を変更する必要はないと考えます。

#### ● 権利行使に伴う制限

第7条第2項の「他人の権利を尊重しなければなりません。」という表現では、公共に対する配慮が読み取りにくいという意見が出されました。

もちろん、社会のルールを守らなくてもよいわけではなく、むしろ、こうした規範意識というべきものを、権利行使の経験を通してより一層育んでいくことが大切です。したがって、条例全体の理念を表す前文にこの趣旨を表現することが考えられます。

#### ● 子どもの権利を保障する大人の役割

子どもの権利を保障するうえでの大人、特に、第一義的な責任者である保護者の役割を強調してはどうかという意見が出されました。

大人が自らの役割を果たさずしては、子どもの権利を保障するという条例の目的は達せられません。

したがって、保護者の役割を規定している第12条について、「支援」の言葉に、「指導」「助言」等の具体的な文言を例示的に表現する工夫が必要です。

#### ● 意見表明権の規定

第11条に定める意見表明権の規定に、「意見を表明することで不当な不利益を受けない」との趣旨を盛り込むべきという意見が出されました。

しかし、そもそも子どもの権利を保障すること自体、不当な不利益を受けない趣旨であることなどから、文言の追加はあえて行う必要はないと考えます。今後、様々な媒体を用いて、市民に意見表明を保障する大切さについて周知するべきです。